



2021年6月4日

各 位

会社名 株式会社ヨコオ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳間孝之
(コード番号 6800 東証第1部)
問合せ先 取締役兼執行役員専務 深川浩一
(TEL 03-3916-3111)

当社に対する特許権侵害訴訟の判決の確定に関するお知らせ

当社は、2020年12月1日付公表の「当社に対する特許権侵害訴訟の判決（第二審）に関するお知らせ」において、原田工業株式会社（以下、「原田工業社」といいます。）が当社に対して提起した特許権侵害訴訟の第二審判決についてお知らせしておりましたが、その後原田工業社が最高裁判所に行っていた上告受理の申立てについて2021年6月3日付で上告不受理決定（以下、「本決定」といいます。）がなされ、当社の勝訴が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

裁判所：最高裁判所

決定日：2021年6月3日

2. 訴訟の経緯

当社が製造し国内で販売する車載アンテナ製品の一部が原田工業社の保有する特許権（以下、「本件特許権」といいます。）を侵害しているとして、2014年10月28日付で原田工業社より提起された訴訟については、2017年1月17日付公表の「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社と原田工業社の間で和解に至っております。

その後、2018年2月22日に原田工業社より、上記の和解の対象外であった当社製車載アンテナ製品（1品番）が本件特許権を侵害するとして、その製造・販売等の差止め等及び損害賠償を求めて東京地方裁判所において特許権侵害訴訟が提起されましたが、2020年3月24日付「当社に対する特許権侵害訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日付で東京地方裁判所より、原田工業社の請求を棄却するとの判決が下されました。

原田工業社は当該地裁判決を不服として、2020年4月6日付で知的財産高等裁判所に控訴していましたが、2020年12月1日付「当社に対する特許権侵害訴訟の判決（第二審）に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日付で知的財産高等裁判所より、原田工業社の控訴を棄却するとの判決が下されました。

原田工業社は当該高裁判決を不服として、2020年12月14日付で最高裁判所に上告受理の申立てをしていたしました。

3. 決定の内容

最高裁判所は、「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」として、上告不受理決定をいたしました。

4. 今後の見通し

本決定により、当社による上記車載アンテナ製品の製造・販売等は本件特許権を侵害しないとする
当社の勝訴判決が確定しました。

したがいまして、本決定が当社の業績に与える影響はありません。

以 上